

平成 19 年度第 13 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 10 月 24 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 1 3 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 5 4 号議案 平成 1 9 年度文部科学大臣優秀教員表彰候補者の推薦に関する事務処理の報告について
- 第 2 第 5 5 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
- 第 3 第 5 6 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
- 第 4 第 5 7 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申に関する事務処理の報告について
- 第 5 第 5 8 号議案 八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について
- 第 6 第 5 9 号議案 八王子市私立高等学校入学資金助成条例の一部を改正する条例設定依頼について
- 第 7 第 6 0 号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 8 第 6 1 号議案 平成 1 9 年度 1 1 月補正予算の調製依頼について

4 協議事項

平成 2 0 年度教育予算要求の概要について

5 報告事項

- ・食育・給食実務者検討会報告書について
- ・第 4 回生涯学習フェスティバルの開催結果について

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番委員)	小田原 榮
委 員	(2 番委員)	細 野 助 博
委 員	(3 番委員)	川 上 剋 美

委員 (4番委員) 水崎 知代
教育長 (5番委員) 石川 和昭

教育委員会事務局

教育長 (再掲) 石川 和昭
学校教育部長 石垣 繁雄
学校教育部参事
指導室長事務取扱 由井 良昌
(教職員人事・指導担当)
教育総務課長 天野 高延
学校教育部主幹
(企画調整担当) 穂坂 敏明
施設整備課長 萩生田 孝
学事課長 野村 みゆき
学校教育部主幹
(学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)
指導室統括指導主事 朴木 一史
生涯学習スポーツ部長 菊谷 文男
生涯学習スポーツ部参事 峯尾 常雄
(図書館担当)
生涯学習総務課長 米山 満明
スポーツ振興課長 遠藤 辰雄
学習支援課長 牧野 晴信
文化財課長 渡辺 徳康
生涯学習スポーツ部主幹
(図書館担当) 石井 里実
施設整備課主査 田代 修
学事課主査 中里 彰程
スポーツ振興課主査 清水 秀樹

事務局職員出席者

教育総務課主査 後藤 浩之
教育総務課主任 小林 順一
教育総務課主事 石川 暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第13回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 水崎知代委員 を指名いたします。

なお、議事日程中、第54号議案以下、第55号議案、第56号議案及び第57号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第5、第58号議案 八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例の設定依頼について及び日程第6、第59号議案 八王子市私立高等学校入学資金助成条例の一部を改正する条例の設定依頼については、相互に関連しますので、一括議題に供します。各案につきまして教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第58号議案 八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例の設定依頼について御説明いたします。

これにつきましては、平成19年6月27日に学校教育法の一部が改正されました。このことにより、学校の種別を規定している条文が変更されまして、学校教育法の条文を引用しております八王子市奨学資金支給条例の該当する条項を整理するもので、これについて、市長に依頼する議案ということでございます。今回は、先ほど申しましたとおり条項のみの変更で、条文の文章自体には変更がございません。お手元のほうに資料をお配りさせていただいております。それで御説明させていただきたいと思っております。

八王子市奨学資金支給条例の第1条の中にゴシック体で書かれております、ここが改正する部分です。下の囲みのほうをごらんいただきたいと思います。その51条の5、これが中高一貫関連ということで規程についてでございますが、これを66条に。それから、専修学校、82条の2を124条に改正。同じく82条の3を125条に改正するものでございます。なお、この法律の施行は、公布日、6月27日から6カ月以内で政令に定める日からとなります。文部科学省のほうでは12月末、このようなところを予定しているというところでございます。

引き続きまして、第59号議案 八王子市私立高等学校入学資金助成条例の一部を改正する条例の設定依頼についてでございます。これにつきましても、先ほど奨学金支給条例の改正と同様の内容でございます。この資料の裏面にもまた同じような資料をつけさせていただいております。この2条のゴシックの条項のみ、これを学校教育法の改正に合わせ改正するというこ

ろでございます。

内容は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。本案について御質疑、御意見はございませんか。

細野委員 読みかえですよ。

天野教育総務課長 読みかえです。

小田原委員長 よろしいですか。

(はいの声あり)

小田原委員長 じゃ、御異議ないものと認めまして、第58号議案及び第59号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第7、第60号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について議題に供します。本案について文化財課から説明願います。

渡辺文化財課長 それでは、第60号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

本案につきましては、去る9月26日に開催されました第11回定例会の中で協議事項として提案させていただきまして、教育長の臨時代理の御指示をいただいているところでございますが、再度教育総務課と相談したところ、11月1日から新委員を委嘱するものでありまして、議案として提出することが可能であるということから、今回、議案として提出したものでございます。

それでは、60号議案につきまして説明させていただきます。

平成19年10月31日をもちまして任期満了となります八王子市文化財保護審議会委員につきまして、4.岩橋清美氏と、12.渡辺美彦氏の2名を新規の委員に、そのほか10名の方を再任の委員として、八王子市文化財保護条例第46条の規定に基づきまして委嘱しようとするものでございます。委嘱期間につきましては、平成19年11月1日から平成22年10月31日までの3か年でございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 文化財課からの説明は終わりました。ただいまの議案につきましては、御質疑、御意見はございますか。

細野委員 文化財の場合には、これから観光とかそういうものがくっついていかなければいけないですね。だから、いろいろな意味でミュージアムというのはこれから非常に大事になってきますので、専門の例えば産業史とか、そういう人たちもこれから入れるような形にしてほしいと思っています。歴史だけではなくて、もう少し幅広にとということもぜひ考えてほしい。あるいは観光学の先生とかも、今後の選択の場合には、幅広にとらえてくださるといいと思います。以上、これは要望です。

小田原委員長　　どうですか、

石川教育長　　あくまでも文化財保護審議委員ということですから、関連することであれば必要だと思えますけれども、あまり広げないほうがいいのかなと思えます。

細野委員　　例えば富岡の製糸場とかそういうのが向こうは入っているでしょう。まず、そういう点ではかなりこれから注目されるのではないかなと思えますけどね。

小田原委員長　　高尾山が注目されているということもあるし、八王子城の問題もあるしということで、文化財審議委員に入ることが必要かどうかというのはどうなんですか。

渡辺文化財課長　　関連はするとは思いますが、基本的には、観光につきましては、観光課という専門の職もごさいます。連携をとりながら進めていけるものではないかというふうに考えているところをごさいますけれども、一応、検討課題というふうにさせていただきたいと思えます。

小田原委員長　　検討課題というのは不愉快だね。

細野委員　　やっぱり、点でやるのは、もうやめてほしいんですね。線で結ぶということが大事だから、僕なんか、初等・中等教育については素人だけれども、そういう点では、アマチュアのフレッシュな観点というのは結構大事なような気がするんですよ。そういう点では、確かに、これは文化財なんだから、そういうものに特化するということのも一つの視点かもしれないけれども、もう少し新しい試みができるかなという気がしますけどね。

小田原委員長　　僕なんか前から言っているんだけど、文化財を何で教育がやらなければいけないのかというところなんですよ。教育から離して、文化財は市長部局のところでも観光も含めた何か一つのセクションがあってもいいだろうと思うんですけど、それはそれこそ検討課題で、いずれはそうなるだろうけれども、そういうことを見越して、連携というよりも、細野委員は線と言ったけれども、線とか面とかいう形で進行して行ってほしいなというふうに思いますので、いい方向で3年後と言わず、2名まだ余裕があるわけですから、適当な時期にまた御提案いただければと思えます。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。第60号議案につきましては、このような形で決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長　　異議ないものと認めます。よって、第60号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　　次に、日程第8、第61号議案 平成19年度11月補正予算の調製依頼についてを議題に供します。

本案について事務局から説明願います。

萩生田施設整備課長　　補正予算は2件ございますが、1件目、施設整備課の分でございます。

小学校の改築事業ですが、由井第一小学校の体育館等の改築事業がございますが、6月20日に建築基準法が改正になりました。この影響を受けまして、体育館工事の着工が遅れるといった中で、平成19年度単年度の事業だったのですが、19年、20年と、20年まで事業が繰り越しになるという内容でございます。

詳細については、担当の田代主査のほうからお話をさせていただきます。

田代施設整備課主査　ただいまの説明にありましたとおり、由井第一小学校体育館等改築事業につきましては、体育館改築とプール改築、2つ行われる予定となっておりますが、そのうち体育館改築事業が年度内に完了しない見込みであるということで、体育館改築にかかる事業費のうち、今年度見込額を除いた1億7,230万円を20年度に繰り越すものでございます。なお、特定財源でございます国庫支出金等につきましても、同様に繰り越しを行うこととしております。以上でございます。

小田原委員長　施設整備課の説明は終わりました。本件につきまして、御質疑、御意見、一緒に何かございましたらお願いいたします。

これは由井第一小学校だけでいいんですか。

田代施設整備課主査　その他、生涯学習スポーツ部のほうで戸吹総合スポーツ施設がございます。

小田原委員長　戸吹は所管が違うんですね。補正予算の市教委の調製依頼は、まず由井第一小学校の説明は以上ですが、この件に関して御質疑はございませんか。遅れたというだけの繰越ですね。

田代施設整備課主査　はい。予算はそのまま生かしまして、予算の一部1億7,200万円を翌年度に繰り越すという内容でございます。

小田原委員長　新構造基準になって、設計変更とかでの補正はないんですか。

田代施設整備課主査　今のところそちらのほうは、新構造基準の適合性のほうを確認したところ、ほぼ設計変更なしでいけるのではないかとこのところございまして、今、最終的な確認を建築指導課のほうと行っているところでございます。

小田原委員長　それが終わらないで、こういうふうに補正を組んでいいんですか。

田代施設整備課主査　まずそちらのほうなんですけれども、ここで届出を出すことで、1カ月から、遅くとも2カ月程度で結論は出るであろうということで、事実着工ができておりませんので、今年度、契約だけは終わっておりますので、そちらのほうの前払いを除いた部分をすべて翌年度に繰り越すという意味で、このようにいたしました。

小田原委員長　繰り越すだけでいいのか。金額の変更が起こるということはないんですか。

田代施設整備課主査　今のところ金額の変更というのはございません。

小田原委員長　今はないにしても、ほぼそういうことだからということで、建築課のほうとの折衝が終わったときに、補正をもう一回やらなきゃということはないんですか。

田代施設整備課主査　その可能性はほとんどないということで、今回補正させていただきました。

川上委員 今のことを聞いていますと、「ほぼ」とか「ほとんど」とかいうのは、もしそれが出た場合のことに対しての答えにはなっていないと思います。「ほぼ大丈夫」と言って、ほぼじゃない部分、だめだった場合は、追加予算とかという可能性も出てくるということですよ。それは来年度の予算にすることになるわけですよ。

田代施設整備課主査 そうです。繰り越す部分でほぼ対応できるであろうということです。設計当初の金額と契約金額に差がございますので、そのぶん吸収できるという形で考えております。

萩生田施設整備課長 現行の予算の枠の中で対応できるということで建築課と調整しています。

小田原委員長 後から何か出てくるんじゃないかという心配があるんだけど、そういうことのないように、ぜひ気をつけてください。

施設整備課の関係の御意見、御質疑は以上ということで、続いて、戸吹総合スポーツ施設について。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、戸吹総合スポーツ施設整備の補正予算につきまして、担当の清水主査から説明いたします。

清水スポーツ振興課主査 それでは、戸吹総合スポーツ施設整備事業の補正予算の概要を御説明いたします。

補正の理由でございますが、平成19年度より都市公園に対する東京都の補助制度の改正に伴いまして、事業費の大幅な増額が見込めることとなりました。これに伴いまして、それに見合った設計を行わなければならないということで、測量設計委託の内容の変更といたしまして、施設グレードアップ及び追加設備の設計につきまして588万円、また、道路舗装を行うことになりましたので、舗装構成決定のための路床調査に123万1,955円、これらを合わせて711万1,955円の増額変更を行うものであります。

続いて、資料をごらんいただきたいと思います。都補助の制度改正に伴います施設内容の変更点について御説明いたします。約8.4億円と14.6億円の案がございますが、8.4億円の案が従来の案でございます。これが、都補助の改正に伴いまして、14億6,000万円まで事業費拡大が可能ということになりました。主な変更点でございますが、多目的広場につきましてナイター照明の設置、また夏場の人工芝の温度軽減のための散水施設の設置、またX-Sports広場のナイター照明の設置、グラウンドゴルフ、ピクニック広場、子ども広場の種子吹きつけから貼り芝への変更、また進入路、駐車場の砂利舗装からアスファルト舗装などが見込まれることになりました。そのほか各所におきましてグレードアップを図ることが可能となりました。以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりましたけれども、この件について、御質疑、御意見、合わせてお願いします。

この増えた分は全部補助金ですか。

清水スポーツ振興課主査 そうではないんですが、市の一般財源のほうを見込みます。戸吹はもともとごみの埋め立て地でございますので、安全対策としまして、ガス対策を都のほうから

言われておりますので、その対策につきましては国補助は見込めません。ただ、都補助は一部見てもらう部分が入っておりますけれども、残りの部分は市の一般財源としてまかなう予定でございます。一般財源といたしましては、当初計画が2,100万円でしたが、今回の変更に伴いまして5,780万円ということで、約3,600万円ほどの増額を見込んでおります。

小田原委員長　そうすると、これは市の持ち出しになるわけだけでも、補正でこの制度は認められるんですか。

清水スポーツ振興課主査　一応、実施計画の変更のほうで現在計上しております。

小田原委員長　実施計画だけど、補正を見越した内容で対応できるんですか。

清水スポーツ振興課主査　工事が20年度からを予定しておりますので、これからの予算要求ということになります。実施計画では一応了解を得ております。

川上委員　グレードアップの基準は、何を基準としてグレードアップなんでしょうか。

清水スポーツ振興課主査　一部、例えば管理棟等でございますけれども、こういうものもいろんなランクの棟がございますので、そういう部分をよりいいものにするであるとか、あるいは休憩スペース、そういうものも設置するとか、そういう部分でもっといいものにするということになります。

川上委員　いいものというのは、だれにとっていいとか、その基準がちょっと知りたい。ただ、物がいいものはわかるんですけど、種子吹きつけより貼り芝のほうが楽は楽ですよ。時間もとか。もちろんナイター照明というのはいいものだということになるんですけども、それは何のためにいいのかということの判断の基準を、グレードアップの基準をお知らせいただきたい。いろいろ細かいことが出ているけれども、砂利舗装よりアスファルト舗装が本当にいいのかどうかということはどこで判断なさったのかをちょっと伺いたい。

清水スポーツ振興課主査　まず、基本的にスポーツ施設につきましては、各競技団体の皆さんからの意見に基づいております。それと、この計画自体がもともと、平成14年度ですが、基本設計の段階で14億を見込んでいたんですけども、その後、財政状況を鑑みまして、当初5億の予算で暫定整備ということだったんですが、まず、国補助の導入が見込まれたということと、その後、都補助の改正があったということで、二度の変更を見まして、やっとここで本来の計画どおりのものができる段階までなったということでございます。

川上委員　わかりました。

小田原委員長　基準としては、内規があるわけでしょう。グラウンドというんですか、サッカー場だとしたらピッチというのかな、それは土、種つけの芝、貼りつけ芝、人工芝、どうなっているわけですか。

清水スポーツ振興課主査　人工芝でございます。段階としましては、そういう段階のグレードアップという形です。

小田原委員長　そういう基準を示せと言われていたわけですか。いいというのはどういうことかと。

清水スポーツ振興課主査　基準といいますが、先ほども申し上げましたが、一応、利用団体の

意見に基づいております。

小田原委員長 利用団体がいい、悪いというのは、基準とはいえないんじゃないの。

清水スポーツ振興課主査 そうですね。ただ、当初の基本設計、もともとの計画の水準になったということです。

小田原委員長 それだったら、グレードアップということではないでしょう。

清水スポーツ振興課主査 申しわけありません。表現があれかもしれませんが、もとが5億まで落ちましたので、そこからまたグレードアップでもとに戻ったという形です。

小田原委員長 だから、その基準を示せといったときに、もとに戻したというのはグレードアップじゃなくて、もとに戻した話というだけでしょ。

清水スポーツ振興課主査 そうですね。

川上委員 では、もう一つ質問です。前は14億、ほぼもとの基本設計だとしたら、そこから落としたものを戻しただけですか。

清水スポーツ振興課主査 そうですね。もとの計画からグレードアップということではございません。ですので、グレードアップという言葉が、申しわけございません、適切ではありませんでした。

川上委員 全く同じものですか。削ったものを乗せたんですか。

清水スポーツ振興課主査 そうですね。多目的広場につきまして、本来、もとの計画は天然芝であったことは事実であります。それが人工芝に変わったことくらいで、あとはもともとの計画に戻りました。

小田原委員長 例えば、ピクニック広場に東屋をつくるというのは、当初の計画にあったということですか。

清水スポーツ振興課主査 ありました。

小田原委員長 そうというのが復活したわけだ。

清水スポーツ振興課主査 はい。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特になければお諮りいたしますけれども、第61号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第61号議案につきましては、2つの内容をもって、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、協議事項 平成20年度教育予算要求の概要についてを議題に供します。

本案について事務局から御説明願います。

穂坂学校教育部長 平成20年度教育予算要求の概要について御協議をお願いいたします。

現在、事務局で予算編成作業を行っておりまして、予算要求に当たりまして、現段階ということで20年度の予算要求をしていく主な内容について御協議をいただきたいというふうに思っています。

今後の予定ですけれども、今日御協議いただいたことを踏まえまして、事務局で一たん、26日が市長部局に提出する提出期限というふうになっておりまして、そこで1回提出をさせていただいて、次回の定例会において議案として上程させていただきまして、正式に市長に要求していくということで考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料の説明からさせていただきます。右端に「資料」と書いてある横長の用紙でございますけれども、この「資料1」から簡単に説明させていただきます。これは教育費全体の平成18年度、19年度予算を表にしたものでございます。10款の教育費が全体予算を表しまして、1項の教育総務費、2学校運営費、3学校整備費、ここまでが学校教育所管分でございます。4生涯学習費、5保健体育費が生涯学習スポーツ部の予算ということになります。各項の主な授業は一番右端に記してございます。また、一番下に、教育予算の19年度、18年度の構成費をグラフで表しております。

それから、次のページの「資料2」でございますが、この表は「各市の教育費の状況」ということで、折れ線グラフの四角で表したのが、一般会計に占める教育費の割合でございます。それから、三角の折れ線グラフは、一般財源ベースでの割合ということになります。棒グラフの太い網掛けでゴシックの数字が、市民1人当たりの教育費の一般財源ベースで表したものでございまして、白い棒グラフが市民1人当たりの教育費ということで表しております。この教育費は、生涯学習もすべて入れた金額での比較表になります。市予算の比較では、他市とあまり違いはございませんけれども、人口で割りますと、人口の多い本市では低くなる傾向も伺えます。

続いて、「資料3」でございますが、これは年度別決算の比較表でございます。こちらは本市の学校教育部のみの比較表になっております。上の表の下から3段目の教育ソフト費は、本当に概算ですけれども、各項目から人件費とハード整備の学校整備費、学校給食費を引いた数値で表しております。制度としてはかなりあらあらではございますけれども、そのへんのところは御理解いただければと思います。それから、学校整備費の各職員費については、年度ごとに減少しております。行革等の効果が読み取れるところでございます。また、一番下の段の児童1人当たり教育ソフト費を出してみました。また、市内の教員、都費分の人件費も、数値がございましたので、17年度、18年度だけでございますけれども、児童・生徒1人当たりの教育にかかった総経費ということでここに記させていただきます。

次の表は、「資料4」ですが、ただいまの表をあらわしたグラフになります。上の折れ線グラフが児童・生徒1人当たりの教育費、下の折れ線グラフが児童・生徒1人当たりの教育ソフト費ということで、単位は右の数値でございます。また、棒グラフの白い部分が学校教育部の総予算、その右側に網掛けの棒グラフが幾つかありますが、それが内訳ということでございます。

以上、各データの資料の説明をさせていただきました。

次に、別資料の学校教育部の予算重点項目の説明をさせていただきたいと思います。

学校教育部のほうから説明をさせていただきますけれども、まず、学校教育の充実では、教育指導においては、教育人材バンクでございますけれども、これまで以上に内容の充実を図ってまいりたいというふうに思っています。それから、登校支援センターの充実では、従来のメンタルサポーター分については、心の教育に移行させまして、ここでは相談員報酬を予算要求をしております。学力定着度調査の実施では、来年度も実施をしておりますけれども、この結果を踏まえてアシスタントティーチャーを配置していくように、ここに事業を移させていただきました。

教員の資質向上では、教員研修、パワーアップ研修を充実させ、管理職研修や事業力アップのための指導者養成を図っております。

心の教育、心のケア推進、メンタルサポーターの派遣では、登校支援センター分、高尾山学園分、統合して予算要求をしております。スクールカウンセラーの派遣につきましては、現在2名いるスクールカウンセラーを、市域を5ブロックに分けて、各ブロック1名の配置になるように5名に増員して要求していくつもりでございます。

総合教育相談では、教育相談員を現行6名から7名体制に増員をしていくものでございます。

特別支援学級運営では、特別支援教育で、特別支援センターの臨床心理士の増員や学校に配置する特別支援サポーターの増員を要求していきます。また、特別支援学級の設置では、小学校3校、中学校2校の整備を図っております。

高尾山学園の運営につきましては、引き続き内容の充実に努めてまいります。

市立学校適正配置審議会につきましては、平成19年度で事業が終了いたしますが、審議の終了で答申を受けまして、今後、実施に向けたラインでの検討会を設けていく予定でございます。

情報教育の推進では、平成13年度までに学校に導入いたしましたパソコン教室のWindows 9 8の機種を最新機種に更新するものでございます。また、ここには記載がございませんけれども、事務室、校長室に行政情報端末の2台も増設して、4台体制となるように予算要望をしております。

地震防災対策、学校の増改築については、耐震化計画の平成24年度完了を目指すとともに、増築においては、不足する教室の対策として、2校の増築を要望しております。

学校一般営繕工事につきましては、各学校の施設の改善を図るために予算要望をしております。

続いて、特色ある学校づくりでございます。

特色ある学校づくり事業の小・中一貫実施校の設置につきましては、実施校1校初め研究校18校を指定しております。

部活動の充実でございますけれども、部活動外部指導員を引き続き予算要求しております。

次に、開かれた学校づくりでは、地域との連携でございますけれども、地域運営学校の設置、現在3校行っているところでございますけれども、来年度6校に増やす予定で予算要望をまいります。

学校教育部は以上でございます。

米山生涯学習総務課長　引き続き、生涯学習スポーツ部の御説明をします。3ページをお開きください。

まず、子どもの健全育成ということで、健全育成体制の確立という形の中で、本年度から始めた放課後子ども教室を、今年度は9校予定しておりますけれども、来年度については35校実施をする予定で予算要望しています。

続きまして、生涯学習の推進では、生涯学習環境の充実として、姫木平自然の家東館改修工事が単年度で終わりませんので、20年度も引き続き給湯管、暖房器の取替えを行うという形。生涯学習成果がいかせるしくみづくりでは、生涯学習フェスティバルを継続実施いたします。図書館機能の充実については、ブックスタート事業が新規になります。対象は4,300人に本とセットで送るという形になります。あと、図書館情報化推進事業も新規で、サーバーの取り替えになります。それから、図書環境の充実ということで、図書等購入費を10%アップで予算要望している形です。

それから、生涯スポーツの推進では、運動施設予約システムが古くなりましたので、ここで新システムを構築するという形で予算要望している段階です。スポーツ環境の整備については、先ほど補正で話がありましたように、戸吹スポーツ公園の整備、富士森公園野球場のスコアボード改修、これについては国体の関係の都の補助次第という形で条件がついております。それから、川町、富士森テニスコート、あるいは甲の原の改修工事があります。それから、総合体育館の整備ということで1,000万円ほど、整備基本方針の策定、あるいはPFI導入可能性調査を想定してございます。

次のページをごらんください。文化の保存・継承ですが、国史跡八王子城跡整備ということで、実施計画や実施設計の委託、墓参道改修工事などを来年度は要望していく予定です。それから、文化財保護普及については、遺跡地図作成調査委託等を考えております。伝統芸能の継承については前年度同様です。それから、博物館機能の充実としまして、プラネタリウム等の運営で、プラネタリウム機器賃貸借経費を20年度も引き続き要望していくという形になります。

次の、文化の交流推進ですが、国際理解の推進ということで、今年度初めて実施した事業でございまして、来年度については受け入れという形で予算要望していく予定です。都市間交流の促進については、毎年度、白糠町と小学生交流をやっておりますので、来年度については派遣するような形で予定しております。

生涯学習スポーツ部については以上でございます。

小田原委員長　事務局からの説明は終わりました。ただいまの件について、まず御質疑ございましたらお願いいたします。

いろいろありましたが、一括して御質問を受けていいですか。

細野委員　ゴシックは優先的と書いてあるんだけど、平成20年度のそれぞれ学校教育部と生涯学習スポーツ部の目玉はこれだというのは何ですか。

小田原委員長　まず、生涯学習スポーツ部はどうですか。

米山生涯学習総務課長　生涯学習スポーツ部の目玉としては、まず、スポーツ環境の整備ということで、戸吹スポーツ公園ということで、造成等工事が20年度から本格的に始まるという形になります。それから、あとは、国体の関係のスコアボードが目玉になります。

それから、図書館については、ブックスタートということが目玉になる形になります。

それから、放課後子ども教室、ことしは試行的に実施している放課後子ども教室を来年度は本格的に実施していこうということで、子どもの放課後対策という中では一つの目玉になるのかなと思います。

それから、博物館機能の充実のところ、プラネタリウムの入れ替えが今年度中に終わりますので、新機種になりますので、ここが一つの大きな目玉になると考えております。

それからもう一点、落としたけれども、施設そのものは遅いんですけども、総合体育館の整備が、PFIを導入するか、あるいは、整備の基本方針がなかなか定まらない中で、これをどうしてもうちのほうとしては具体化していきたいという形になります。総合体育館の整備については、かなり莫大な金額でできております。

細野委員　こういう施設というのは、いざというときは避難の施設になるとか、いろいろありますよね。そういうところは考慮なさっていますか。

米山生涯学習総務課長　体育館なんかは防災の避難場所になりますので、特に体育館は、震災なんかを見ますと、市民の宿泊場所としては非常に広くて安全な場所という形の中で、今後は、最低限そこは視野に入れて建設とかそういうのも考えていかなければならないと考えております。

小田原委員長　総合体育館は、PFI導入可能性調査というのが入っているけれども、PFIでやってどうするの。運営は民間に任せるという方向なんですか。

遠藤スポーツ振興課長　PFIにつきましては、導入可能性調査をやるんですが、その後も含めて運営するという形態になろうかと思えます。そのへんもまだ検討していかなければいけません、一応そういう計画でございます。

小田原委員長　指定管理者じゃなくてPFIですか。

遠藤スポーツ振興課長　指定管理者という方向もありますが、このへんはまだ決定しておりません。ですから、方向として、一つの運営まで含めたPFIがありますし、そうでない方法もあるかと思えます。

小田原委員長　これはどこが決めるんですか。これは教育委員会で決める話ですか。

遠藤スポーツ振興課長　案としては、そういう調査をしまして、決定は、市のトップレベルでおこないます。

小田原委員長　市のトップレベル。

遠藤スポーツ振興課長　はい。経営会議とかそういう会議の中で決定していく流れかと思って

います。

小田原委員長 教育委員会で言うとするれば、こうしていただきたいという要望になるわけですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうですね。導入可能性調査の結果は報告するという形になるうかと思えます。

細野委員 P F I の選定とか何かのとき、たぶん教育長かだれかが入るんでしょうね。だから、まんざらゼロではないんだけどもということかもしれません。

小田原委員長 ただ、これはP F I にしてもうかる話なんですか。もうかる話じゃないでしょう。総合体育館といったって東京体育館とは違うでしょうから。

菊谷生涯学習スポーツ部長 これは直営かP F I という二者択一かと思いますが、一つには、P F I の手法でやりますと、初期投資が非常に少なく済むというメリットがございます。その後は、借金と同じように毎年何億とか相手の会社に支払う必要がございますけれども、まずそういうのが一つのメリットでありますので、そこも検討するということがあります。

ただ、もうかるかどうかということになりますと、まずもうかるということはないのかなと。

ただ、前段に委員長からお話のあった指定管理者かどうかということですが、P F I でやりますと、一般的にはその統括会社が指定管理者になるというのが一般的ですので、その中で工夫等していけば、会社としては損失はないということになります。ただ、市のほうの支出がどれだけ抑えられるかということになるというふうに思います。

小田原委員長 もうかるという話はちょっと無理かもしれないけれども、どれだけ抑えられるかということですね。総合的に考えるのならば、今の防災拠点だけでなく、はやりのクラブみたいな、クラブというか、運動施設というか、ダンスだとかいろんなものができるような施設を含んだ総合的な体育館を考えていくといかがかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

遠藤スポーツ振興課長 機能につきましては、アリーナ形式をとりまして、そこでいろんなスポーツ競技ができるような施設にしていきたいと思っております。

小田原委員長 私がお願いしたいのは、ただアリーナがあるだけじゃなくてということなんです。

川上委員 スポーツジムみたいなことですか。スポーツジムの併設しているような。

小田原委員長 そうですね、ジムみたいなものですね。そこはお金を取っても構わないと思っている。もしP F I とか指定管理者とか入れるのであるならば、直営でなくて、そういうことをどんどん入れていかないと、あまり意味ないんじゃないのかなという感じですね。ただ、P F I と言ったって、学校をP F I でつくと同じことだけで、そこだけの経費節約で終わってしまう恐れというのがあるから、もうちょっと、さっきもうからないという話をしたけど、教育でもうけるみたいな話をしたら怒られるかもしれませんが、そういうふうに幅を広げて考えていく。市民がそこに寄ってきて、いろんなことがあって、体力向上ができるというふうなものメッカというかな、そういうことを考えていけたらいいなと思っている

わけですね。

遠藤スポーツ振興課長 委員長がおっしゃいましたような考えのもとに、発展的に考えたいと思っています。

小田原委員長 やるのならば、そういうことを考えてほしいわけね。オリンピックが来たときに使えるようなものということだろうと思うんですよ。そういうものがなければ、国体が来たって、オリンピックが来たって、八王子までは来ないんじゃないですか。オリンピックが来るかどうかわかりませんが、八王子が「読書のまち」であると同時に、体力もつけたまちづくりというのを考えていってほしいなというのがお願いです。

細野委員 ちょっとつけ加えましょうか。PFIというと、コストを削減すると、運営についてもというお話なんですけれども、それで終わりませんよ。お金の問題じゃなくて、使い勝手とか、その後どうするかということも、評価軸をちゃんと持ってなければいけないということですよ。PFIの選定委員会には教育長が恐らく入るといふふうに私は思いますけど、選定に当たっての各評価項目については、我々の議論というやつを十分に踏まえてほしいと、こういう話です。

小田原委員長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

川上委員 生涯学習スポーツ部で、子どもの健全育成というところで、放課後子ども教室というのがあるのですが、これが35校ですけれども、授業が終わった後に関しては、学童保育というのがありますよね。学童保育をしているところと、放課後子ども教室をしているところと、ほかに子どもたちが学校を終えた後に利用できる施設というか設備というか、そういうものがあるんですか。そこがちょっと私はわからないんですが、まず、学童保育と放課後子ども教室の関係とか、違いとか、所管が違うんでしょうけど、それを御説明いただけますか。不勉強なのかもしれませんが、申しわけありませんが。

米山生涯学習総務課長 学童保育、放課後学童クラブについては、共稼ぎでお子さんを自宅で見られないお宅の子どもたちを対象に、月7,000円程度のおやつ代等を集めて、現在、1学校区単位1学童という形に八王子はなっております。これについては、将来的には70人以上の場合は、2学童にしてくださいという指示も今は出てきている段階です。

それから、放課後子ども教室については、学童も関係なく、授業が終わった1年生から6年生までの、子どもの安全な居場所、あるいは交流の場、将来的には学びの場までという形の中で、新しく今年度から文科省が始めた事業です。私どもは、今年度は試行的にやっております。

もう一点、ちょっと言い忘れましたが、放課後学童クラブについては、小学4年生までが対象で、5・6年生は対象外です。これについては、他の市町村をいろいろ比較検討しますと、全学童といいまして、それを5・6年生までやっている市町村もありますし、放課後子ども教室と学童を一緒にやっているところもございます。今、八王子が進めているのは、川上委員さんがおっしゃられたとおりに、こども家庭部で学童クラブをやっております。放課後子ども教室については、学校教育部と、こども家庭部と、私ども生涯学習スポーツ部が共同でやっている形でございます。たまたま予算は私どもが持っているという形の中で、各学校、あるいはそ

ういうところに説明に入るときに、簡単に言えば、学童クラブが学校の中にあるところ、つまり、学校の施設を使っている学童クラブですね。そういう学校のうち放課後子ども教室をやりたいというところについては、こども家庭部の児童青少年課が学童クラブを所管しておりますので、そこと私ども教育委員会の学校教育部もしくは生涯学習スポーツ部と一緒に説明に入っています。そこにいる児童は同じですので、整合性がございまして、そういう形で使い分けて、今、説明に入っています。それで、今回は試行なものですから、3月ごろまでには、どの手法がいいのかというのは、ある程度まとめていきたいという形で、今、学童が入っているところの学童の子どもたちと、放課後子ども教室に参加する子どもたちの扱いが今、非常に課題になっております。

説明は以上でございます。

川上委員 ありがとうございます。

小田原委員長 今、私の手元に、全国保育協議会というところから、規制改革の幼保一元化の推進についての意見表明が来ていて、規制改革が提案しているところの幼保一元化の動きとかについては議論が必要だという見解があるんですね。私なんか、幼保一元化の延長上に認定子ども園があるというふうに思っているんですけども、それを従来私は全校でやるべきだと。全校でやるべきなんだけれども、できなければ、1校、とにかく毎日1年間通年でやれというようなことを主張してきたわけだけれども、そういう動きに対して、そういうのもいかなものかなというおそれは、ないわけではないんだよね。どうですか。それはあまり考えなくていいんでしょうか。

米山生涯学習総務課長 試行的にやっておりますが、ただ、学童クラブと放課後子ども教室については、私は将来、一体化あるいは連携も確実に必要だとは考えております。ただ、現段階では、なかなかそこがうまくいっていないという状況なので、最終的には毎日放課後子ども教室もやっていくという形になります。文科省も当初そういう方針でしたが、地域のボランティアあるいは推進委員会という運営組織の中で、地域の協力を得て放課後子ども教室を推進するという中で、地域組織の立ち上げがなかなか難しい部分がありまして、そのへんの協力が得られるところ。例えば、浅川地区でしたら、総合型スポーツクラブがかなり組織的に充実してまいりまして、浅川地区については月曜日から金曜日まで、放課後地域子ども教室をやっております。将来的にはそういう形になるのかなと思っております。

水崎委員 今、お話があったように、そこが子どもを預ける者としてはすごく大きな課題かなと思うんですね。両方あるということをお存じでない保護者の方も地域の方も多くいると思うんですね。将来、どういう形になっていくのかなというのは、去年、この話をこども家庭部のほうから聞いたときに、どういう方向になるのだろうと、正直、私自身も不安というんですか、心配はしているんです。もちろん、早急に答えが出るものでも、出すべきものでもないとは思いますが、親にとったら預けるという気持ちは同じですよ。その体制が違ったり管轄が違ったりということだと思うので、あとはコストの面ですよ。預けるときの費用というんですか。あと、内容がどういった内容になるのかとか、そこらへんで、保護者が関係している

部分も、影響する部分も大きくなると思いますので、将来検討というところで積極的に取り組んでいただければありがたいなと思いますね。

あと、八王子の市内の学童保育所は、3年生までじゃなくて、4年生までですか。

天野教育総務課長 3年生までですが、4年生は、障害等の関係がある人は4年生までということで、4年生も入ります。

水崎委員 そういう子どもさんはオーケーということですか。ありがとうございます。

小田原委員長 意見を含めていかがですか。

水崎委員 今のとは別件なんですけど、部活動の外部指導員の件なんですけど、予算では19年度、20年度報償費ということで同じになっているんですが、この金額が適正かどうかというのは正直私はよくわからないんですけど、実際、今の現状として、外部指導員の人数というのは、各校の要求に満足されているんですか。足りているんですか。

野村学事課長 これについては、さらに必要だという学校もありますし、今は足りているという学校もあります。それはまちまちです。

金額については、これは内部の事務的な話になりますが、A経費といって特別な予算ですので、急激に増やすわけにはいきませんので、また結果を見て考えていこうと考えています。

水崎委員 私は保護者の立場で御意見をさせてもらうんですけども、子どもにとって部活動は中学校でもかなり大事な部分を占めているのではないかと思うので、この推進というところで力を入れていただけるのはありがたいなと思います。今後、ぜひこの事業について力を入れていただいて、外部指導員とか顧問とかがいなくて活動ができないんだという、子どもさんにとって学校生活が不満足にならないように、もちろん先生方の力も必要になってくると思うんですけども、もちろん外部指導員ばかり頼ってはいけないんですけども、やはりできるだけ子どもが部活動をやりたいと言ったときにはそれに応えられるような体制づくりというんですか、前向きな検討をぜひまた今後もよろしくお願いしたいと思います。

野村学事課長 指導室とも連携しながら、充実していく形で考えております。

水崎委員 よろしく願います。

穂坂学校教育部主幹 先ほどの細野委員からの目玉の事業についてですが、学校教育部のほうからまだ答えを出していないので、お答えいたします。タイミングをちょっと逸してしましまして、すいません。

今回は比較的継続事業が多いということで、正直いいますと、総花的な、ちょっと御批判をいただくのかなというふうに思いますけれども、私どもとしては、教育環境の充実、これは児童の安全とかそういったものに力を、継続的に取り組んでいるということでございます。

あと、情報教育の関係でパソコンを更新しようということで、このへんの情報教育に力を入れていきたいということがあります。

それから、小・中一貫教育については、これまで研究をしまっていました。来年度については、実施校として1校実施をしていきたいということでは、これは大きな一歩だなというふうに思っております。

それから、今、取り組んでおります地域運営学校については、現在3校試行的にやらせていただいておりますけれども、これを来年度6校に拡大をさせていただきたいということで、これは広がりのある、将来的に全校にというような思いで取り組んでまいるということでは、これもまた大きな一歩だなというふうに考えております。

細野委員　　ちょっとお聞きしたいんですけども、各市の教育費の状況なんですね。これをつくったのは、財政当局に、八王子はちょっと教育費が低いから、もうちょっと上げてくれという形でつくったわけですか。

穂坂学校教育部主幹　　いや、実は、今回の予算を組むに当たりまして、各市に急遽調査をさせていただいて、実態として教育費だけで取り上げたデータというのはなかなかないものですから、私どもでここで調査をしたというところでございます。

細野委員　　できたら、市民1人というよりも、教育サービスを直接受けるのは児童・生徒ですから、児童・生徒分の教育費とかいう形にしてもらったらどうなるか。というのは、次の、資料3かな、資料4もそうだけれども、これは「児童・生徒1人当たり」になっているでしょう。この推移はわかっているわけ。そうすると、この推移と各市での比較したときにどうなっているかというのが欲しいんですね。だから、ここは、市民1人じゃなくて、直せますか。

小田原委員長　　子どもの教育費のソフトと全体の部分というのをこの中に落とし込めるといいんですね。点線でいいから。太い線とか。額がうんと小さくなっちゃうから。

穂坂学校教育部主幹　　私ども調査の仕方がまずかったという部分があるんですけども、児童・生徒1人当たりというのは、本市の部分ではもちろん把握しておりますが、各市の児童・生徒の数字がちょっとまだ把握できていなかったものですから。

細野委員　　本市では、やっていますよね。

穂坂学校教育部主幹　　そのへんがちょっと手落ちだったなということでは、できる限りやらせてもらいます。

細野委員　　要するに、教育予算がとても低いんだよということを皆さんと一緒に財政当局に言わなければいけないですよ。確かに財政のしぼりがきついということがあるんですけども、重点として、八王子自身が教育に対して非常に重きを置いているんだということをメッセージするためにも、これは大事な資料だと思いますので、それをつけていただきたいということですよ。

穂坂学校教育部主幹　　はい。

細野委員　　それから、もう一つは、一般財源ベースとそれ以外、これがよくわからないんですけども、説明してくれますか。

穂坂学校教育部主幹　　要は、総額でやりますと、例えば学校整備に当たっては、実際に国の補助が入ったりとか、起債を起こしたりとか、そういったお金も一緒に入っているわけです。

細野委員　　このグラフでいくとどちら側でしょうか。

小田原委員長　　左のほうですね。

穂坂学校教育部主幹　　一般財源のほうは、純粋に市のお金を使うということで、その違いがご

ざいます。

細野委員 なるほど。

小田原委員長 これはパーセントでないと意味がないんですよ。額では比較にならない。自治体の規模によって違いますからね。

穂坂学校教育部主幹 はい。八王子の場合ですと、資料2の棒グラフでいきますと、一般財源ベースと教育費全体の割合でいきますと、乖離が結構あると思うんですね。つまり、ほかの、一般財源以外のお金が入っているというふうにみることができますので、学校整備の耐震ですとか、あるいは改築ですとか、そういったところにお金が使われているなどというのは、ちょっとこれで見えるのかなと思います。

細野委員 多摩市は結構高いでしょう。これを見ると、多摩市に住もうかなと思う。

小田原委員長 多摩市とか日野市はどうしてこういうふうになっているのかということ、何なのだろうな。財源が豊かで、エンゲル係数でいえば、十分足りているから教育のほうにお金を回されているということなのかな。ここはどういうふうに見たらいいんですかね。日野市なんかは、図書館を充実させているから、図書費が多いということなのかな。

川上委員 これは数字のとり方にもよりますよね。

細野委員 そうですよ、全然違うと思いますよ。

穂坂学校教育部主幹 純粋な、うちでいう生涯学習スポーツ部のお金も全部合算で入っていますので。そういったところの分析をしないと本当はいけないと思うんですけども、総額でございまして。

小田原委員長 一番は教育のソフト費でしょう。これがどのくらいでいき続けられるかということだろうな。ただ、穂坂主幹は、教育環境のほうも重点だという話をしたわけだから、建物とかそういうところも含めるわけですけども、僕がよく言っているのは、こういうのを出すときには、教員だけではなくて、都費負担の職員全部の形にする必要がある。

穂坂学校教育部主幹 資料3にございます。

小田原委員長 194億になるんですか。

穂坂学校教育部主幹 194億7,400万円です。

小田原委員長 194億。市の歳出の総計が1,511億。

穂坂学校教育部主幹 そうです。

小田原委員長 1,511億だから、そうすると、これの比較は何とも言えませんけれども、1.0対1.3か、そんなあれだよ。ほかの近隣の市は、そういう点でいくとどうなのかという、そういう比較もして、さっきの部活動の話になっていったときに、部活動は、外部指導員を多くすることによって教員の負担を減らして、ソフトのこれだけのお金をもっと生かして、学力向上とか人間力向上とかに使ってほしいというふうにするか、外部指導員なんか頼らないで、公務分掌にした部活動指導を、顧問を、もっと先生方に受け持ってもらおうようにするかという、そういう方向づけとか、いろいろ考えていく材料になるんじゃないかなと思うんですね。

穂坂学校教育部主幹 ことし初めてつくった資料なものですから、不十分な点がかなりありま

した。ただ、都費の事務職員、教員の数値が、なかなか各市町村ごとにはとれないんですね、そこがちょっと難しい部分で、これは八王子だけを積み上げた数字ですから、たまたま八王子は、かなり苦労して出すんですけれども、わかるんですけど、他市のはなかなかとれないと思います。

石川教育長 平均給与を見ても、年齢が違っていると出てこないんですよ。でも、ある程度の大雑把な数字は出てくるんじゃないかとは思いますが。

小田原委員長 確かにちょっと難しいかもしれませんね。

細野委員 一つは、質問の観点だけれども、教育指導のところ、アシスタントティーチャーについては、教育支援人材バンクとどうつながるのかな。それとも、これは、それとは全く違う形で教育支援人材バンクというものを考えているのかしら。

由井学校教育部参事 アシスタントティーチャーの部分は、前と分け方を変えたということで、19年度、20年度、同じく額で出ております。

それから、教育支援人材バンクについては、この後また定例会終了後の懇談でお話しさせていただきますが、この組み立てについて今後再構築して、予算要求等も考えながら、視野に入れながら、やっていきたいというふうに考えています。

小田原委員長 人材バンクのほうの内容は、講師の謝礼とコーディネーターの謝礼。だから、平常のアシスタントティーチャーのような役割までを担うことまではっていないわけだね。

由井学校教育部参事 人材バンクは、アシスタントティーチャーとはまた違った、ボランティアとして手伝いをしたいと、そういうものであります。アシスタントティーチャーは教員免許を持っている、そのへんが違います。

小田原委員長 そうじゃないんじゃないかな。教育支援人材バンクというのは、校長OBとか教員OBも含めて私たちは考えていたと思うんですよ。教員免許があるないじゃなくて。つまり、校長だけでは大変な学校もあるだろう。今の現有の教員と教職員だけではちょっと大変だろうというところに、アシスタントが入ってくるわけでしょう。教員の定数というのは法律で決まっているわけで増やせないから、市の予算でそういうところに支援していこうというのが人材バンクであり、アシスタントティーチャーであると、そういう制度なんだから。ここで細野委員が言っているのは、例えば学力向上とか、あるいは部活動だとかをいうときに、あるいは多動性の子どもがいて振り回されているような学校に対して、学校としては人間を欲しがっているわけだから。校長はともかく、副校長が走り回っているわけでしょう。だから、そういうふうなところに人材を送る、人材というのは、支援人材バンクの人材じゃなくて、人をとにかく送って支援していきましょう、補強していきましょうという趣旨のところ、これでいいのかという質問になっているわけですよ。

由井学校教育部参事 今、おっしゃっていた、そういう役割をするのがコーディネーターというふうに考えていまして、学校と人材との間を結ぶというのでしょうか、それがコーディネーターであると。そのコーディネーターの配置を希望する学校については、配置を拡充していきたいというふうに考えておりまして、後ほど定例会終了後の懇談の場でときに、その計画につ

いてお話しさせていただいて、そこである程度の基本線を決めて、それからまた予算についても考えていきたいと考えています。

小田原委員長 そのほか。

水崎委員 教員の資質向上のところなんですけれども、19年度と20年度と比べて、教員研修とパワーアップ研修、この予算の配分が違っているんですが、ここの説明をお願いしたいんですけど。

朴木指導室統括指導主事 この教員研修の予算は、都費の部分と市費の部分が混在していたので、整理をいたしました。そして、教員研修の上の欄は全部都費です。教育公務員特例法に示された研修ですが、初任者研修と10年次研修、その他ですね。一方、市で独自に教員研修しているものがパワーアップ研修ということで、このパワーアップ研修の名称等についても、また考えていくというふうに伺っております。市と都を分けたということです。

水崎委員 わかりました。ありがとうございます。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

安心したんですけども、A3の円グラフで見ると、学校運営費というのはもっと少ないのかなと思ったら、結構多いというふうになっていますね。

細野委員 もう一ついいですか。に高尾山学園の運営が出ているんですけども、高尾山学園について、今、どういう状況になっているのかというのは、しばらく、一、二年報告がないですよ。パフォーマンスがどのくらいになっているのか。結構な金額になっていますからね。そのあたりの報告もぜひまた欲しいと思います。

小田原委員長 今、何か答えが出ますか。

朴木指導室統括指導主事 高尾山学園の報告につきましては、一学期に末に現状、在籍数の経年変化、進路状況、不登校の対象数等を含めまして、この4年間のまとめをさせていただいたところでございます。

細野委員 では、その時、私が休んだのかな。

朴木指導室統括指導主事 そうかもしれません。申しわけございません。資料をお渡ししたいと思います。

細野委員 そうですか。大体順調に進んでいますか。まだスタッフが足りないとか、そういう話は出たんでしょうか。

朴木指導室統括指導主事 大きくは、不登校児童・生徒数、これについては、最初は全員不登校の環境で入ってきていますけれども、およそ3割5分から4割が解消しているという実態になっています。在籍数については、当初は126名おりましたけれども、昨年度末が126名、今年度については現時点で105名の児童・生徒数がおります。進路についても、昨年は58名卒業しましたがけれども、そのうち96%が進学できているという結果が出ております。今、覚えている範囲でございますけれども、後ほど詳しい資料をお渡しいたします。

小田原委員長 追跡調査がどの程度できるのかわからないけれども、今の説明のとおり、高尾山学園の子どもたちが90何%進学したとして、その後どうなっているのかというところが大

事だと思うんですよ。僕が聞いている話では、高尾山学園の卒業生は、ほかのチャレンジなんかの子どもと比べたら、好ましいかどうかという、若干疑問だという話を伺ったりしますので、そうなってくると、高尾山学園のあり方そのものにもいくだらうと。例えばプレイルームの使い方がどうなのか。そこに逃げ込んでしまっている子が結構いるんじゃないか。そういうところはどうかとかいうことを含めて、これからの報告もお願いしたいと思います。

朴木指導室統括指導主事　今のお話ですけれども、まずは、平成16年度の卒業生、41名おりましたけれども、これは今でも先生方が全部の子どもたちを追っております。年度ごとに全部追っております、平成16年度については、約7割方は在籍はしていると。ただ、まだ不登校になっているままの者も多いと。委員長おっしゃったように、不登校専門の学校に変えている方がおります。ですので、通常の学校から行った子どもたちと、数だけで比べることはできないのかなと持っています。

また、プレイルームについてですけれども、高尾山学園は児童館と同等の施設であり、児童厚生委員も2名配置しておりますけれども、平成16年度当時、ことし3月に卒業した生徒たちは、ほとんどプレイルームにおりました。それが、昨年5月くらいからは、教室の中に入りだしたりして、学級集団としてのまとまりができて、開校依頼初めて京都・奈良に修学旅行に行き、また部活も始まったと。集団としての共修性が高まったという成果もあり、登校日数等はそう変わらないんですけど、登校の質は上がったという評価をいただいております。

小田原委員長　105名に減ったというのは、喜ばしい話ではなくて、一般に言っている不登校の数が決して減っていない状況の中で、高尾山学園に行く子が少なくなったということは、もっと不登校が増えたというふうにも言えるわけですね。

朴木指導室統括指導主事　ちょっと加えさせていただきます。小田原委員長から御意見をいただいたところですが、平成17年度から、八王子市内の子どもたちに限らせていただいたところですが、少しずつ減っております。ただ、途中から入ってくる子どもたち、その希望が多かったものですから、今年度からは4回途中入級、1回増やしました。そういうことがございます。

不登校については、以前に報告したかと思いますが、昨年度まで、平成16年度が615名、平成17年度が613名、平成17年度は597名、本市にありました。昨年度、高尾山学園を含めて登校支援ネットワークを確立し、登校支援センター立ち上げ、雇用システムを確立した結果、新教育システム開発プログラムで、小学校にも全校にメンタルサポーターを配置できる予算を得て、目標の1割減はほぼ達成したということで、541名に減っています。出現率、全児童・生徒数に対する割合も、中学校においては東京都を初めて下回りました。小学校はまだ若干遅れています。

水崎委員　今の不登校に関係するんですけれども、ぜひ私からのお願いなんですけれども、不登校になる原因の中に、親のネグレクト等虐待というのもあるんですね。実は私のほうでつかんだ情報もあるんですけれども、もちろん不登校にはいろんな原因があると思うんですけれども、親の虐待、ネグレクトによる不登校ということもありますので、もちろん数字的には多く

ないのかもしれませんが、そこらへんも含めて、ぜひ不登校対策をお願いします。予防ということで早い段階から不登校の対策をやっていただいているみたいですが、ぜひその原因の裏には虐待という大きな問題が絡んでいるケースもあるんだというところで、ほかの関係機関と連携をとりながら、ぜひ対策をよろしくお願ひしたいと思います。そこらへんは家庭の問題も入ってくると思うので、いろんな関係機関がかかわってくると思うんですけど、ぜひ不登校対策に取り組んでいただくときに、そこらへんの問題も一緒に取り組んでいただければ非常にありがたいと思います。よろしくお願ひします。

朴木指導室統括指導主事　ありがとうございます。登校支援ネットワークを平成16年9月から立ち上げて、さまざまな支援の対策をとりました。第二次の登校支援ネットワークでは、子ども家庭支援センターとも連携をとって、例えば今、おっしゃったような場合にも素早く対応ができるシステムを今、考えて、連携をとっているところです。そういうきめ細かな部分で協力したいと思っているところです。

また、不登校の原因の4割以上は、これはだんだん増えているんですが、学校生活が原因だということでございます。平成17年度末で42%でございました。これはだんだん増えています。昨年度もまたさらに増えました。まずは学校生活において手だてをとらなきゃいけないということも、また少し考えていきたいと思っています。

小田原委員長　僕なんかの見方は、家庭の問題というのは少ないと、ほとんどは学校だというふうに思うんです。それを学校のせいだというふうになかなか言えない部分もあるから、兄弟のせいだとか家庭のせいだというのがあるんだけど。ただ、今の水崎委員のお願いについて、こども家庭部とかほかの部署等で予算的な措置というのは、十分配慮されているというふうに言っているんですか。それは学校のほうでやってくれとか、それは民生の問題だとかいうふうな投げ合いみたいなことはないですか。

朴木指導室統括指導主事　そういうことはございません。

小田原委員長　では、十分考えられているというふうに言っているんですか。水崎委員からお願いしませんでしたのに対して、そういう返事が欲しいんですけど。

石垣学校教育部長　基本にお金の部分でどうこうという部分での調整は今、していないというのが現実でございます。ただ、こども家庭部の子ども家庭支援センターとの連携の部分については、会員について行き来があるような形で制度をつけて、交流を図って意見交換、あるいは支援の部分でどうやっていったらいいかということは協議しておりますので、そういう形での努力はしているところでございます。

小田原委員長　親の虐待みたいなのをどうやって見つけるかということでしょうね。それを支援センターに取り込んでいくということでしょうね。それこそネットワークが大事だということですかね。

石垣学校教育部長　それで、それは民間も含めてやっていくということですよ。

小田原委員長　民間を含めてね。あるいは、警察とかみんな含めてということですね。

そのほか、いかがでしょう。そうすると、次回になりますか。

穂坂学校教育部主幹 はい、次回、正式に上程をさせていただきます。ただ、お願いですが、一応市役所の中のルールで、今週末に一応ある程度の数字を出さなければいけないものですから、それはさせていただくということで御了解いただきたいと思います。

小田原委員長 そういうことで、そういう了解を含んでこの協議は終わるということによろしいでしょうか。

皆さんの中で、実はこういうことを言いたかったんだというのではないですか。

穂坂学校教育部主幹 資料をつくった中で、意外に思ったんですが、八王子がずいぶん、1人当たりの教育費、ちょっと正確さはないんですけども、それがずいぶん低いなということで、改めて予算をもっと要望したいという思いを強く持ちました。

小田原委員長 財務当局に対してこれをどう思うかという形で見せればいいんじゃないかな。まず、こうしてほしいという前に、苦労してつくったんだけども、こういう実態をいかが考えますかと。

穂坂学校教育部主幹 こういう費目の比較というのは意外にあまりないんですね。

小田原委員長 これは大変苦労されたと思います。夜も寝ないでやったんじゃないかな。

穂坂学校教育部主幹 職員に相当頑張ってもらいました。

小田原委員長 しかも、1円単位で出していますからね。単位千円じゃなくて出しているから、大変だったと思います。しかも経年で出しているからね。だから、こういうのが出てくると、財務当局は教育に金をかけているんだというふうに言うかもしれないけれど、言ったらもっと広がってくるから、ということだよな。何かこの間、だれかに、教育が増えているというふうに言っていたけれども、額は増えていてもという印象がありますね。この資料はありがとうございました。一度作ってしまえば、後は楽ですかね。

穂坂学校教育部主幹 今度はもっといいものをつくらせていただきます。

小田原委員長 ほかに何かもっと中身でないですか。

穂坂学校教育部主幹 特にございません。

小田原委員長 次回は正式に議案として上程されるということですので、よろしく願いしたいと思います。

石垣学校教育部長 言い忘れたことがありました。委員長のほうからほかにないかということをおっしゃっていただきましたけれども、今、検討している部分が二、三ございます。金額的には大した額にはならないのかなと思いますけれども、将来的には大切な部分になる可能性もありますので、そういう部分での目だしという部分で予算を組む部分が幾つかあるかと思っています。それをまた後日報告、あるいは、事後処理になるかもしれませんけれども、御了解いただきたいと思います。

小田原委員長 大事なことなのに、そういう出し方でいいんですか

石垣学校教育部長 いや、目だしの部分でございまして、項目的にちょっとまだ申し上げられない。そのときは御了解いただきたいなと思っております。

小田原委員長 御了解いただきますと言われても、了解できなかった場合には困るだろうから、

了解できる中身のものを出示していただきたいんですが。

石垣学校教育部長　もちろん教育的な効果があるという事項についてでございます。

小田原委員長　例えば、どこかの大学がずっと何かやるぞ何かやるぞとっていて、何が出てきたかという、パイロット養成の何とかだとか、そういうのが目玉だとか何とかという話があったんだけど、そういう突飛な目だしじゃないですよ。

石垣学校教育部長　そういった類のものではありません。具体的に一つだけ申し上げますと、例えば教員がモニターペアレンツとかいろいろございますけれども、そういう部分での対応で非常に困っているという部分があるのかなと思います。そういうことへの対応について出せばなと思っております。

小田原委員長　それも気をつけて。今の何とかペアレンツというふうに言うけれど、言われる素地は学校がつくっているという指摘もあるんだよ。

石垣学校教育部長　ですから、そういうことも踏まえながら、どっちがどっちとはっきり言えない部分もございますし、当然、そういう問題が起こる場合については学校側にも問題があるだろうし、子ども、あるいは家庭・地域との問題もございますので、どうそれを解決していくか。あるいは、教員が自分の教育活動をやるに当たって、安心して仕事ができるという環境づくりも一つはしていかなければいけない。もう一つは、保護者の方々にいろんな理解を求めていくような方向性も必要だろうと思います。そういうことを含めて、今、ちょっと考えているところでございます。

菊谷生涯学習スポーツ部長　私どものほうも、さっきスコアボードの改修について御説明させていただきましたが、これとあわせて、国体が6年後にございまして、その補助も活用できるということで、一部、内野席に屋根をつけようかという考え方もございます。ただ、金額が4億から5億程度かかるのではないかと。その半分程度は補助ということなんですけれども、まだ東京都のほうと全体を詰め切っていませんので今回は載せておりませんが、一応そういう構想がございますので、そのときにはまた御報告させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

小田原委員長　ドームのようなセットを使うと安くできるそうですね。

菊谷生涯学習スポーツ部長　あそこは地盤があまり強固じゃないということで、委員長がおっしゃっていたような屋根ということで考えています。比較的軽い屋根だったら地盤も大丈夫だろうというような調査もございますので、その線に沿って今、検討しております。

小田原委員長　盛り土なのかな。昔の古墳か何かだったのかな。

石川教育長　丘陵だったんですね。それで土を取っているから、そのへんのところで弱いのかもかもしれませんね。

小田原委員長　いろいろ補足していただいて大変ありがとうございました。

それでは、協議は以上で終わりということで、続けて報告に入りたいと思いますけれども、よろしいですか。

(はいの声あり)

小田原委員長　それでは、報告事項となります。

まず、学事課からお願いいたします。

野村学事課長　食育・給食実務者検討会の報告書ができ上がりましたので御報告申し上げます。

これにつきましては、昨年6月から検討を重ねてまいりました内容でございます。この間には、食育基本法ができてから食育というものが大きく世の中で取り上げられているわけですが、学校現場においても食育が大切だということで、今後の給食全体のあり方を、学校教育部長、事務局、管理職、学校現場の責任者であります小・中学校の校長、それから給食調理現場で直接食にかかわる栄養士、調理員、全部で組織した検討会でございます。この検討会で議論してまいりました報告書ができ上がりましたので、それについて御報告を申し上げます。

なお、今後、これを経営会議に諮り、市長に上げるとともに、そして議会の文教経済委員会に上げてまいりますので、それも踏まえて何か御意見がありましたらいただきたいと思っております。

報告については、中里主査のほうから報告します。

中里学事課主査　では、御報告をさせていただきたいと思っております。お手元に資料をお渡ししてございますけれども、最初の「はじめに」の部分から、順次御報告させていただきます。

社会情勢がめまぐるしく変化をしている中で、食を大切に作る心が子どもたちに欠如して、バランスの偏った食事や不規則な食事、肥満や生活習慣の増加、過度の細身というか痩せる志向、食の安全上の問題等々、さまざまな問題が出てきております。そういう中で、食育についてまず検討したところでございます。

食育について検討した中では、2ページ目に書いてございますように、学校における食育の推進。食事というのは、当然、生まれてからなくなるまでの一生涯にわたるものが主流にございますけれども、その一部、特に小学校6年間と中学校の3年間、合わせて9年間、学校教育の中における、できる可能性のある食育についてのものを検討してまいりました。その中で、学校における食育の位置付けということで、食育の指導体制について位置づけを明確にするるとともに、健康教育の一環として実施していく。これは当然、教育課程上での位置づけ、教科・領域等の関連性を図るということで、保健だとか、体育だとか、理科、総合学習、そういうところと食育との関連性も結びつけていくというふうな必要があるということでございます。

それから、食育の目標でございますけれども、小・中学校における食育の目標を検討し、次の6項目にまとめさせていただきました。「食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する」から始まりまして、「各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ」というふうな形で、食文化、食を大事にしていくということを学校教育の中で明確に子どもたちに位置付けていくというふうな形でございます。この6項目をもとに、学校における児童・生徒の食事の重要性、選択の能力、あるいは健全な食生活を実践する力等々を植えつけていくということで考えております。また、さらに、後ほども出てまいりますけれども、地域・家庭との連携を深めて、地域に根ざした食育活動を学校教育の現場から発信していくというふ

うな形で考えられました。

次に、食育推進の基本方針でございますけれども、3行目からでございます。全職員で共通理解を図ったうえで教育課程に位置づけ、意図的・計画的・組織的に対応していくことが必要であると。ですから、学校長をリーダーにして、各学校で食育推進チームを編成し、プログラム等を組み立てながら実施していくというふうな形が検討結果として上げられております。

次の3ページでございますけれども、私が今、申し上げましたように、校長のリーダーシップのもと、教職員を初め全職員が目標を共通理解し、指導体制を整備して、食に関する指導を実施していく。それから、学校栄養職員の専門性、八王子の場合ですと栄養士を各小学校に1名配属しておりますけれども、その栄養士を中心に専門性を生かし、教科・領域等における指導と関連づけて、養護教諭等と連携して実施をしていく。家庭及び地域と連携体制を築き、食に関する指導の充実を図る等々のことが結論づけられました。

学校における食育の指導体制ということでは、小・中学校において給食の時間や体育、家庭等を中心とした各教科において健康の大切さの理解や日常生活に必要な基礎的な知識と技術を身につけるところを目標に、実践的、体験的な活動を通して食に関する指導が行われております。その中で、学校における食育の取り組みを家庭や地域に広く公開していくことが必要であるという中で、そういうものを計画しながら推進を図っていく。今、簡単に申し上げましたことが、図式として、校長以下こういうふうな計画をして、食育を推進していく体制づくり等々が書かれてございます。

4ページ目の、食育を進めるための人材育成ということで、食育を牽引する食育リーダーの育成ということで、これから研修等、充実をしていかなければいけないのかなど。それに対して教職員の意識の啓発、食に関する現状の正しい認識と食育の必要性の理解促進。具体的に申し上げますと、例えばアンケート調査も実施をいたしましたけれども、例えば子どもたちの朝起きが遅い、夜寝るのが比較的遅い。それに伴って、朝食を食べる子が少ない等々、食に関するいろんな問題が出てきています。そういうものをしっかり教職員のほうも認識しながら、生徒の指導を図っていくということでございます。それから、研修の充実、情報の提供等々を考えております。

栄養教諭制度、これは現在東京都のほうは導入を考えていないということでございますけれども、東京都の動向を見ながら、市の実情に合った、市独自の栄養教諭制度について、今後、研究・検討が必要であるというふうな方向性を出させていただきました。

次に、5ページでございます。3. 家庭・地域と学校との連携。途中から読ませていただきます。食育は家庭を中心に多くの場面にわたることから、今後、食育を効果的に進めるためには、学校・家庭・地域の連携がより一層重要であるということでございます。

次に、6ページでございます。4. 栄養士・調理員の業務について。現在、本市には栄養士を全校に配置、正規職員五十数名、臨職十数名、配置しております。給食の調理につきましても、現在、正規職員が百七十数名おりますけれども、そういう中で業務をもう一度見直そうというような意見がございまして、ここで検討させていただきました。

栄養士の業務ということで、現在小学校に配属されている栄養士の業務は、当該校の給食を中心とした業務に従事しているのが現状です。ただ、健康増進法が施行され、健康な心身を育むため食育の重要性が求められている今日、栄養士への期待は大きいところがあります。そういう中で、栄養士の業務は、人の一生涯を通しての食にかかわるものであることから、単に学校給食の現場のみの対応ではなく、健康増進や栄養管理等を行うだけではなく、地域社会の食に関する諸課題に目を向け、他の所管と連携することも大切である。そのような形で、栄養士の業務は、学校だけにとどまらないんだよ、一生涯を通したものだよということを確認しながら、食のリーダーとして地域に発信をしていくべきだろうということが結論づけられました。

給食調理員の業務でございますけれども、現在、給食調理員は、給食の調理のみをしているというのが実情でございますけれども、給食調理員につきましても、正規職員は給食室全体の管理に努める。要するに、調理だけに終わるのではなく、今後想定される民間委託等の中で、現場の安全衛生の管理体制とかそういうものを中心に行っていきながら、栄養士が担うべきものを、栄養士は先ほど言ったように地域のほうに飛び出した形になりますと、少し業務量が多くなる可能性がございます。そういうものを受けるために、調理員のほうがまかなえる栄養士の業務あるいは食育の部分について若干担っていくということが検討されております。

続きまして、7ページでございます。中学校給食の検討になります。中学校給食につきましては、昨今、さまざまところで検討の必要性がいわれておりますけれども、私ども所管としても検討をしてみました。それで、検討会の中では、とにかく食育・給食実務者検討会で、中学校給食の意義と必要性について、実際に実務にかかわる者として、中学校給食の必要性や実施方法について検討しました。

長くなるとあれなんですけれども、本文1.中学生をとりまく背景の中で、先ほどから申し上げていますバランスとか栄養の欠如、そういうものが考えられる中では、自己管理をしていく子どもたちの育成が必要だというような形。

それから、本文2.給食の意義につきましては、下のほうに枠で囲んでいる(1)(2)(3)ですけれども、こういうものが実際の給食の教育的役割というふうな形で考えられますということです。

それから、次の8ページから9ページにかけてでございますけれども、ホームページなどにおける意見ということで、中学生をとりまく背景、給食の意義を踏まえたうえで、中学校給食について必要か否かを検討してきたということがいろんな問題です。その中で、中学校給食の実施を必要とする意見が、欠食の対策から、あるいは栄養のバランスから、食文化の継承から、市民の要望から、その他というふうな形で、中に細かいのが書いてございますけれども、必要だというのはこういう意見が多く出されました。また、逆に中学校給食の実施を疑問とする意見も中にはございました。それについては、現状、中学校は家庭からの弁当方式で実施しておりますけれども、そういう中で弁当による親子のつながりが必要であるという意見。あるいは、食育は、給食がなくても可能ではないか。あるいは、個人差への対応が、弁当のほうが容易ではないかというふうな意見がございました。

また、10ページでございますけれども、もしも仮に中学校給食を実施するとした場合の課題あるいは実施方法はどのようなものがあるかということについても、あわせて検討しましたけれども、具体的な課題という形、あるいは個人に対する対応等々検討をさせていただいて、実施に向けてということでの方式の検討なんかも、11ページに書いてありますけれども、単独方式、親子方式、共同調理方式、デリバリーランチ等々の検討をしてみました。

最後に、12ページになりますけれども、食育・給食実務者検討会における中学校給食に関する提言でございますけれども、食育・給食実務者検討会では、中学生の食に関する課題とあるべき姿について、さまざまな角度から検討し、その中で中学校における給食のあり方について考察してきた。連立した意見を踏まえ、前述した意見を踏まえ、以下の内容を提言する。

(1) 共働きの家庭やひとり親の家庭も増え、子育てに対する支援が求められている社会状況があることや、生徒の心身の健全な発達のためには、望ましい食習慣の形成や栄養バランスのとれた昼食を提供していくことが必要であることから、中学校給食を実施することが望ましい。

(2) 学校給食法の意義からすると、本来、全員を対象に給食を実施することが望ましいが、保護者が子どもの健康や成長を考えてつくる家庭からの弁当は、内容や量を自由に選択できる利点や、親子の結びつきを深める等の意義があることから、弁当の大切さも尊重した中で、希望制とすることが望ましい。

(3) 実施方式については、全校一斉の開始が望ましいとする中では、全校デリバリーランチ方式での実施が有効である。ただし、将来的には、学校の形態によって親子方式などの形式も考慮すべきと考える。

以上のような点を提言としてまとめさせていただきました。以上です。

小田原委員長 学事課からの報告は終わりました。ただいまの件について御質疑、御意見はございませんか。

これは中間報告ではなくて、直接こういう報告になって上がってきたわけだけでも、これは何か中間報告にする必要はなかったということですか。

野村学事課長 中間報告については、前半なんですけれども、栄養士と調理員の今後のあり方について中心にお話をしたところでありますので、それについては報告申し上げさせていただきました。

小田原委員長 そういうこともあるから、よけい中間報告が必要だったのではないですか。ということは、1ページ、2ページのところで何を言っているかということ、全職員で共通理解を図ったうえで、意図的・計画的・組織的に対応していくことが必要だと言っているわけでしょう。ところが、この検討会は、教育委員会事務局の内部と、校長が2人小・中から入っているけれども、あとは栄養士、給食調理員で構成する検討会ですか。そのところで、よくこういうことが言えると思うんですよね。もっといろんな分野の人たちが入ったところで検討して、こういうふうにするのだったらわかるんですけどね。どうして家庭科の教員がいないのかとかいうふうになってくるわけです。こういう話になってくるとすれば、理科も社会科もという話

になってくるけど、理科や社会科の先生は何て言うかですね。そうすると、中間報告はやっぱり必要だったんじゃないのかな。直接こういうふうに報告書として出てきているけど。

中里学事課主査 それについて、委員長のほうが正しい面があるとは思いますが、こういう状況の中で、実務者ということで最初に設置をさせていただいた。御存じのように、栄養士をはじめ、本当に現場で働く人たちの意見ということでございまして、また、先ほどの理科の教諭、あるいは保健体育の教諭につきましては、指導主事の先生にも入っていただき、そういう中で、今後、当然のごとく教科の位置づけ、それから組み立て、そういうところについては十分にこれから検討していくということでございまして、そこまでの結論というものはここでは出ていないと思うんですね。

小田原委員長 でも、報告としては、かなりのことが言われているわけでしょう。しかも、給食については、デリバリーランチ方式とか親子方式とか、とにかく給食をすべきだというのが提言として出てきているわけではないですか。ところが、今の話だと、実務者サイドの一意見であるというふうにとらえられる。逆に、そうとらえていいわけですね。

野村学事課長 この検討をもとに、今度は学事課が事業所管課として、この提言を参考にして、調理員だとか栄養士のあり方も含めて、それから学校教育の中ではこれから指導室とも連携しながら、それと中学校給食については、今後の政策的な判断も含めて、どうすべきかをこれから決定いくものだと考えています。

小田原委員長 結論を言っていていいですか。これは、家庭科とか、社会科とか、食育をどこでやるかというのは、全教科、教育活動を通じてということになるだろうと思うんだけどね。そのときに、こういう形でもって、だから給食は是だという話になっていっちゃっていいのかなというように思うんです。

野村学事課長 ここで東京都が出したのが、栄養教諭を中心に学校を単位として食育に対する進め方みたいなものを決めるというふうに言っていますが、その中の一つとして給食を取り上げるということはあるかもしれませんが、それは学校の中で、教員も含め、ですから最初に教科の領域の中で決めていくものだというふうに考えています。

小田原委員長 私だけしゃべっていて申しわけないんですけども、これを受けて、また食育については、実務者ではなくて、別途新しい検討会ができるというふうに理解していいですか。

野村学事課長 それはないです。

小田原委員長 それじゃ、今の話は違ってくるじゃないですか。

野村学事課長 でも、検討会はできないけれども、学校として、教科としてどうやって教えるか、領域としてどういうふうに取り上げていくかというのは、学校それぞれが計画を立てていくものだと思います。

小田原委員長 この報告書で、はじめにとか第1章のところでは言っている食育の推進についてですけども、給食をやっている小学校は始めてから何年になるんですか。

野村学事課長 44～45年ですね。

小田原委員長 44～45年やってきた中で、小学校においては、ここで言っているような事

柄、食育の目標とか、基本方針とかというようなことについて、小学校では何らこういうことを考えてこなかったというふうに言っているわけですね。

野村学事課長　いいえ。そんなことはありません。少しずつ形は変えてきていて、社会変化に伴って当然こういうことも考えてきていると思います。出発は違うと思いますが、社会情勢の変化であるとか、保護者の要望なんかも聞きながらやってきて、少しずつ変わってきていると考えます。体系的に考えたということはないのかもしれませんが。

小田原委員長　実務者で検討してきたことでしょうか。だから、今度、食育は全職員で組織的に対応していくとすれば、そういう人たちを含めた食育についての検討会というのが必要じゃないんですか。

石垣学校教育部長　幾つか委員長から御指摘いただきました。

一つは、この検討会の位置づけの部分になるのかなと思いますけれども、これについては、この前段として給食のあり方検討会がありました。そこでの最後の結論が、給食検討会を開いて、それでこの3つの項目について、給食のあり方と中学校給食について検討するという議題をいただきまして進めたのが、この実務者検討会という部分でございます。その中に、食育という問題が取りざたされてきましたので、それもかませて検討してきたというのが、この経過でございます。

この検討結果の部分につきましては、市長への提言という形になるのかなと。我々のほうで検討した結果がこうですと、市長のほうには報告するつもりでございます。そういう中で、今後、中学校給食ということであれば、ここに提言されていますけれども、実際にどういう形でやっていくかということは、これからさらに研究して選択していくということになるのかなと思っております。その中で、改めて、小学校あるいは中学校のPTAの意見も聞いていかなければいけないだろうと思っておりますけれども、そういう形を経て、市長に問いかけ、判断をこれから待つわけでございますけれども。

小田原委員長　ちょっと待ってください。これは直接市長に行く内容のことなんですか。そもそも、この要綱がついてないけれども、この検討会が設置は、どこがつくったんですか。

石垣学校教育部長　教育委員会で作ったものでございます。

小田原委員長　教育委員会がつくったんでしょう。その報告はどこに行くわけですか。

石垣学校教育部長　きょうここで、教育委員会に報告をさせていただきました。そのうえで、今後、理事者のほうにも報告をしたいと思っております。

小田原委員長　そうすると、中間報告がなくてこういう形で出てきたものを今、ここで報告されて、教育委員会の報告としてこれが市長に上がっていくとするならば、それは、やっぱりまずいんじゃないですかね。

石垣学校教育部長　中間報告でございますけれども、我々の中では中間報告をしたわけですが、中間のまとめは会の進行の中で一回させていただきましたが、教育委員会のほうにできなかったという部分については、私が座長でございましたので、私の失念という部分では大変申しないことをしたなと思っております。

小田原委員長 謝られても困るんですよ。

石垣学校教育部長 それは今、委員長がおっしゃるように、しておかなければいけない作業の一つだと反省しております。

小田原委員長 ここで提言されている事柄について、教育委員会として審議しなければいけないんじゃないですか。報告で済まないんじゃないんですか。

石垣学校教育部長 きょうのところは報告とさせていただきますけれども、審議もしていかなければいけないだろうと思います。

小田原委員長 審議していかなければいけない。僕は前から給食についていろいろ言ってきたけれど、こういう形で市長に上げるんだったら、ちょっと待ってほしい。

石垣学校教育部長 はい、わかりました。

小田原委員長 改めて、食育というものを大きく取り上げていて、しかも、食育基本法にしても、学校給食法にしても、学校給食がこういうふうにあったときに、小学校給食四十何年間で、給食法に基づいて何かやってきたのかと。僕はこういうふうな形ではやってこなかったと思っているんですよ。日常生活の正しい理解と望ましい習慣とか、そこはやってきたかもしれせん。ところが、食生活の合理化とか栄養の改善とか、そういうようなことについて、小学校の給食を通じて何かやってきたのかという、そんなにやってきているとは思っていないんですよ。食料の生産・配分及び消費について正しい理解に導くことをやってきたか。給食法に基づいて小学校がやってきたか。しかも、食育基本法ができたときに、その食育基本法にもとづいて、どうするかという、これは間違っていないよ。間違っていない。しかし、学校としてどういうふうに全体で取り組んでいくかといったときに、この方向が出たからこういうふうにしなましようという話にはならないんじゃないんですか。

しかも、中学校の給食について、中学の校長が一人入っているだけでしょ。中学の教員も入っていないければ、そのほか入っているわけでもないんですよ。そこで、中学の給食はこうあるべきだなんて、よく言えたものだということになりませんか。そこは大丈夫なんですか。

石垣学校教育部長 今のご意見でございますけれども、この会には、小・中の校長が入ったり、あるいは中学校の前校長の意見も、実はこの中で違う会を催して聞いた経過もございまして、こういう結論が出た、提言が出たという話の中で、これはもう1回校長会のほうに戻していく話だろうと思っております。それで、現在、各学校の中で、小学校、中学校それぞれ、食育についてどういう課題でやっているかということは、指導室のほうもこの委員に入っておりますので、そういう中から情報をいただいた中で検討してきた経過がございまして。

小田原委員長 でも、そういう資料がついてないじゃないですか。アンケートとか意見の聞き取りにしたって、そういうものが報告書として入っていればいいですよ。細野委員なんかは、政府等の審議会をいろいろ経験されていて、こういう報告書というのは極めてずさんだというふう言われるかもしれないけれども、言わないかもしれないですけど、私だったら、報告書としてはちょっと物足りないと感じる。だから、改めて、もしこういうことを本気でやるならば、もっと幅広い人たちを入れて、食育を考える。だって、地域との連携とかいろいろ言っ

いるわけだから、じゃ、八王子として食育をどうするかというときには、ここで言っているような人たちが入ったところでこうしようというふうに決めていかなかったら、進まないでしょう。実務者だけでやって、そういうふうにしましょうなんて話になったら。実務者を軽視しているわけではありませんよ。実務者たちが言っていることを理解してもらうのであるならば、幅広いところの人たちがああだこうだというふうに言って、それでこういう報告書をつくってくれという方向にしないといけないんじゃないですか。

石垣学校教育部長 今後の進め方としては、そういうことをやっていかないといけないのかなと思います。

小田原委員長 それでは、そういうことをやってくださるということですね。

石垣学校教育部長 これについては、出し方についての間違いがあるかもしれませんが、検討会でやってきた報告ということで、きょう報告をさせていただいたと。

小田原委員長 最後の提言のところで、「中学校給食を実施することは望ましい」と言っているけれども、こういう表現でいいのかとなるわけ。その下のところで、「希望制とすることが望ましい」とか言っているけれども、こういうことがあったとしても、望ましいというふうに言っちゃっていいのか。僕は認めない。

石垣学校教育部長 検討会に出された課題でございますので、何らかの形での方向という部分では結論として出さなければいけない役割がございますので、こういう形で検討会としての意見を出させていただきました。

小田原委員長 私はちょっとしゃべり過ぎたので、黙ります。

水崎委員 私も今、委員長のお話、ちょっとうなづいた部分があるんですね。今後これをもとにどういう動きがあるのかなと考えてしまうんです。これはこれで一つの報告書ということで、こういう報告が出たんだということによろしいのかなと思うんですけども、これを受けて、次の段階のまた検討会というんですか、そのときには、委員長がおっしゃったように、いろんな幅広い層の、さっきお話があったようにPTAも入れる、地域の有識者も入れる、食育に関心のある人も入れるとか、やはり幅広い層で御意見を求めながら方向性をつくっていかないと、確かに給食も、賛成という親もいれば、反対という親もいるんですね。その割合はどうかというところは、よく数字はつかんでいないんですけど、学校においても、残飯がどれだけ出るのだろうとか、子どもの体質的な問題もあるとか、給食については、そう一概に答えが出ないのかなと思うんですね。だから、食育も含めて、特に給食なんかは慎重に検討していく必要があるのかなと思うので、私も、これだけが報告として上げられて、これをもとに関係者が、例えば給食は、やる方向でもっていかるとか、そういうことをするとちょっとまずいのかなと。どんなことをやっても非難も出てくるのかなと思うんですね。だから、第1段階としてこういうのをやった。じゃ、次の第2段階では、こういうことをやりながら、またさらに皆さんの意見を聞いていくと。それをやるのでしたら、私も、これはこういう報告が出たんだなと受け取れるんですけども、この報告イコール、対策となってきたときには、ちょっと心配だなと思っちゃうんですね。

野村学事課長 おっしゃるとおりで、これが結論ではないと思っています。これはあくまでも実務者の意見であって、議論を重ねたけれども、考え方であって、それに基づいて初歩的に判断しなければいけないことと考えております。一つ、実務者が給食については一番知っているわけですね。ですから、あくまで、すごい狭い範囲ですけれども、給食をめぐる中で、実務者として今後どうあるべきかというふうな発信をしたわけですから、これに基づいて、必要であればさらに多くの人にも御意見を聞きますし、当然、市の施策としていく部分については、学事課としてきちんと判断していかなければならないと思っています。

細野委員 実務者検討会の報告書と言ったんだから、今度は、これに関係する、先生もそうかもしれないし、保護者もそうかもしれないし、コストのかかることですから、そうすると市の財政のことも考えなければいけないと。だから、実務者としてはこういう意見を出しましたから、これをたたき台にして結論を出してくださいと、こういう意味でつくられたんですね。だから、これをもって教育委員会の最終結論とするのではなくて、たたき台をつくったと考えていいわけでしょう。

野村学事課長 実務者の意見ですからね。

細野委員 というふうに考えていいわけね。

野村学事課長 はい。

細野委員 だから、要するに、たたき台をつくったと。

小田原委員長 ところが、そういうふうに分かれるとそう答えるけれども、さっき言った話、部長を含めての話を端的に言えば、この報告が出たことをもってこれを市長に上げるということでしょう。そうしたら、教育委員会の意見となるじゃないですか。教育委員会です承した意見となるわけですよ。僕はそれは違うと。

細野委員 それはちょっとまずいんじゃないかな。今、実務者としてはこういう結論を出したので、これをたたき台として、これに関連する当事者の皆さん、検討してくださいと。そこで検討した結果、じゃ、中学校の給食は採用すべきですねというふうにもっていかないんだめなんじゃないかなということですよ。これをもって最終報告書と見てはいけません。一番最初、これは中間報告書ですかと。全体の政策決定の中で言ったら、これは中間報告なんですよ。これは最終報告じゃないわけ。あくまでも実務者に限って検討したことだから、それは供給する側です。しかし、その供給する側に対して、じゃ、需要側はどういうふうを考えているのか。この中にも一部含まれているけれども、税金を払う人たちになれば、八王子は中学校の給食は不可避ですねというように納得するとか。そういうのがないとおかしいんじゃないかというのが、ここでの理由なわけですよ。最終的にこの提言が採用されるかもしれないけれども、でも、そのプロセスはまだ踏んでいないでしょう。アンケートなり何なりで市民の方々の御意見をお聞になったりとか、財政当局に聞いたりしましたか。

野村学事課長 それはこれからのことになりますね。

細野委員 だから、これは最終報告ではないと。実務者として、あくまでもこのたたき台をつくってくださったということですね。

野村学事課長　ただ、子どもたちに聞いたアンケートがあるので、そういう資料もお付けしてお出しするべきだったということは反省しています。

小田原委員長　そういうのだったら報告書にならない。これは実務者の報告書として上がってきて教育長に答申したという話でいいんでしょう。だからといって、市長に持って行く話じゃないんじゃないですか。議会でどういうふうに皆さんが答えているか知らないけれど、議会でも給食についての要望があったときに、ある程度の方向性を出している。それについて、じゃ、一般の皆さんはどういうふうに考えているのか。実務者はどう考えているのか。実務者の一つの意見でしょう。そういうものを教育委員会へ報告したものですからと市長に上げるというのは、これは報告書というか、検討会の扱い方としては違うんです。今、細野委員が言ったような形のものであればいいけれども、そうじゃないと最初に言っているわけだから。

どうしてもこれは教育委員会の報告書として、報告が終わったものとして市長に上げなければいけないというふうに考えるのならば、それならそれなりの意見を言いますよ。だけど、これは報告なんだから。審議じゃないんだから。教育委員会としての意見はございませんかというような形で聞いて、そして意見を付してこれが上がっていくという形であるならば、また別だろうと思いますが。

例えば、提言の「共働きの家庭やひとり親の家庭も増え、……必要である」、ここまではいいんですよ。だからといって、何で「中学校給食にすることが望ましい」と、そこへ飛んじゃうのか。こういう文脈というのはあり得ないんですよ。だって、栄養バランスがとれた昼食を提供していくことが必要だとしたら、給食以外にいろいろあるわけでしょう。何かといたら、親と家庭、あるいは子ども、そこに考えさせなきゃいけないわけでしょう。対象は、もう中学生だよ。じゃ、家庭科は何なのだって、そういう話に行くわけですよ。家庭科が、お米のどぎ方から何から、全部男の子までを共修にして、じゃ、弁当の作り方を教えているのか。そういうようなことをやって、その上で、なおかつ給食が必要だというのだったら、そういう話になっていくということなんですよ。だから、ここに出してくるならば、そういうことを含めた報告書が欲しいの。それをぜひやってくださいよ。

そして、そうだ、はいやりますと言えないところは、こういう報告が期限を求められているのか、そういう話になる。それで、時間がありませんという話になったらどうするかということです。そういう話になったら、非常に私としては困るんですけどね。

石垣学校教育部長　それは最後のところにも書いてございますけれども、本検討会の部分での提言ということでございます。ここの部分については、教育委員会ということではなくて、検討会の報告ということで、これは市長にも報告せざるを得ないと私は思っております。

小田原委員長　どうして市長に報告しなきゃいけないんですか。こういうのがありましたというのならいいけど。

石垣学校教育部長　食育・給食実務者検討会の前にあり方検討会というのがありまして、その部分は、市長部局の行政経営部あるいは総合政策部の部長が入って検討してきた部分でございます。教育委員会も学校教育部が入ってやったという経過がございます、その中で、では、

実務者で検討してほしいというのが出ておりますので、そこのつながりの中では、やはりこれは市長のほうに報告する必要があると。

小田原委員長 実務者としての報告書を上げなければいけないということね。

石垣学校教育部長 はい、実務者検討会ということでの報告ということでは上げなければいけないかなと思っています。

小田原委員長 そうすると、教育委員の中で何人の意見があるかわかりませんが、教育委員としてこういう意見がありましたということも付けて上げていただきたい。

石垣学校教育部長 それで、その部分については、これからの作業になるのだろうと思うし、先ほど委員長がおっしゃったように、私も基本的な部分が落ちていたということは思っておりますので、そういう理解というか、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、小学校、中学校のPTAの方に、これからこの中で出た材料をもとに資料を出しまして、皆さんの意見も聞いていきたいということは今、考えているところでございますので、それもやりながら、また教育委員会の中での御審議もいただくということは、作業として絶対にやらなければいけないことだと、委員長が言われましたように理解いたしましたので、そういう対応もこれからしていきたいと思っています。

細野委員 要は、市長部局の中でも検討はなされているわけですね。

石垣学校教育部長 これは体制の問題、栄養士あるいは調理員をどうしていくのかという問題と、将来的には中学校給食も見据えてという部分がございますので、そういう中で、どういう体制で中学校給食をやっていくのか、そういう部分を最初の検討会の中で付託されて、それで実務者検討会をつくったという経過がございます。それと、食育という問題が出てきましたので、それをかましてやりました。

細野委員 そうしたら、こういう報告書が出たときに、ホームページに出してパブリックコメントみたいなものをもらおうでしょう。それをぜひやってほしい。つまり、小田原委員長も、僕もそうだけど、結論はこれと同じになるかもしれないけれども、手続とかいろいろなところで意見のもらい方みたいなものが不十分だったということなんです。だから、そこは、税金を使うことになりますから、コメントをもらうということはあってしかるべきだし、あるいは、この報告書をつくる前に、一般の中学生をお持ちの御父兄はどういう状況になってどういう意見をお持ちなのかということは、やっぱり聞いておく必要があるし、もう聞かれたのかもしれないけれども、その資料は付けなければいけないんじゃないかと思えますけどね。

石垣学校教育部長 ちょっと落としましたけれども、きょうこの中でこの検討会の報告をさせていただいて、そのうえで、検討会の部分についてはホームページに掲載しようという考えがございましたので、それをちょっと落としていました。失礼いたしました。パブリックコメントとは違う部分でございますけれども、この検討会の内容については公表していくということでございます。

小田原委員長 パブリシティについての要請というか様態が十分理解されていないと思いますよ。子どものアンケートをとったら、それでもってもう調査が終わったとする、そういうのは

あまりにも単純過ぎる。

細野委員　もう一ついいですか。コメントと報告書をアップすることとは全然違うんですね。読んだ人たちがどういう形で意見を具申できるかという、その機会を奪うというよりは、やっぱり出したほうがいいんじゃないかなと私は思います。皆さんのタイムテーブルもたぶんおありだと思うけれども、そんなに手間がかかるものだとは思わないので、ぜひやってほしいですね。

川上委員　先ほどから聞いていて、どんどんわからなくなるんですけど、この実務者検討会というのが、そのもとにあったあり方検討会、そこから出されたものだと。それが変わったものじゃないんですか。そうしたら、この検討の報告書は、そちらに戻すのが当然なんじゃないか。こちらにお出しになるのではなくて。

石垣学校教育部長　その作業もこれから進めたいと思います。

小田原委員長　検討会とか審議会のあり方、持ち方というのがちょっと曖昧なのかなという印象を受けますね。

石川教育長　この問題は、ここ何年かずっと議会でも質疑がずいぶんなされてきた問題で、私もこれをもってそのとおりやろうということをお答えしてきたつもりはないんですよ。あくまでも実務者に検討させているので、その報告を待って、教育委員会でさらに検討を加えた上で政策提案をしようということですから、委員長がおっしゃっていること、私はそのつもりでいました。ですから、これはこれでやってくださいということにはならないというふうに思っています。ただ、諸般の事情がありまして、かなり時間の制約があることは事実です。できるだけ精力的に動いて、何としてでも、こちらとしてどういうふうにするか、それは早く結論を出したいというふうに思います。

小田原委員長　よろしいですか。政策的な部分というのはあるだろうと思いますけれども、安易に給食という結論にもっていかないで、いろんな意見があるだろうけれど、食育ということから考えたら、給食で終わったらだめなんですよ。特に中学生であるわけだから。そんなことを言っていったら、みんなに給食を出せという話になりますよ。昼飯を食べてない人間がいっぱいいるわけだから、きょうは私も食べていませんけれど、給食があれば食べられたんですよ。そういう話になっちゃうんです。そうじゃなく、もう中学生なんだから。教育しよう。食育を考えよう。食育なんていう言葉は僕たちの時代になかったんですけども、こここのところで食育というふうになって、言っていることがこういうことだとするならば、安易に給食なんかにはいかないはずなんです。そこなんです。そこを考えない限り、食育だなんて話にならない。欠食児童に給食を出せという話だけなんです。そういう話だったら、それとして聞きます。

細野委員　今、都の中学校で給食を出しているのは、ほとんどと考えていいんですか。例外なのは八王子だけですか。

野村学事課長　26市では八王子だけです。

細野委員　そうですか。

石垣学校教育部長　私のほうで大変失礼した部分、御容赦いただきたいと思いますが、

今後の中で集中審議等を含めてぜひやっていきたいと思います。

小田原委員長　これは、それこそアンケートをとるとか、有識者の意見を聴取するとかいうようなことをやって決めていくことです。それを積み上げていくことだと思いますよ。学校の体制をこういうふうに言ったって、こんなのは絵に描いた餅になっちゃいますよ。全職員で組織的にやるの。指導室長はまだそんな頭はないでしょう。とても無理だと思うでしょう。第一、道徳だってそうじゃないですか。道徳なんていうのは、全教科、全領域、全教育活動を通じてやるというふうになっているのに、どうなっているのか。ここで規範意識が求められているわけじゃないですか。ちょっと時間をかけて申しわけなかったですが、よろしく願います。

もう一つ報告があります。生涯学習総務課から報告願います。

米山生涯学習総務課長　それでは、お手元の資料「第4回生涯学習フェスティバル・クリエイトホール祭」の開催についてをごらんください。

目的としては、生涯学習のきっかけ、あるいは参加者同士のふれあい、学びあう交流の場という形で開催させていただきました。

日時は、10月20日に行いまして、行政のほうでは3部7課の協力、市民団体は36団体が参加されました。そのうちの14団体が一般公募で募集した団体でございます。会場はクリエイトホール。

内容的には、一番左側に各課の名前が書いてあって、19年度と18年度の比較があります。その中で、文化財課がこし初めての参加ということになります。

次のページは、1階から11階までどのような催し物がされたかということで、17、18、19年度と各階の合計数の参加者の比較があります。一番下をごらんください。昨年度に比べて約1,000名、入館者については約200名増えたという形になります。

次のページ。当日の来場者100名にアンケートをとりました。特徴的に、「市内」が約6割、フェスティバルは「市広報」「知人」からが約7割。2ページ目をごらんください。本日どなたと来場かという形の中では「一人で」が約半数という形です。来場されての感想ということは、9割以上の方が「良かった」「大変良かった」と言われています。あと、学習活動を日ごろ行っていますかということでは、6割の方が「やっていらっしゃる」。今回の目標である、フェスティバルをきっかけに何か学習活動というところですが、「新たに学習活動を始めたい」と回答しているのが4割を超えたというところでございます。あと、下に、感想などを御自由に御記入くださいという中で、最後のページになりますけど、「雨紅と雨情の世界」がよかったとか、「男の手料理がおいしかった」、あるいは「八王子市に住み始めて半年だけれども、この催し物がよかった」とか、「生け花の子ども展示がかわいらしかった」等の感想を寄せられました。報告は以上でございます。

小田原委員長　生涯学習総務課からの報告は以上ですが、何か御質問ございませんか。

初めて参加した文化財課の公開講座はいかがですか。

渡辺文化財課長　「北条氏照と八王子城」ということで、私どもの学芸員であります土井主査によりまして講演を行いました。こちらにも書いてございますけれども、110名の参加をい

ただきまして、好評のうちに終わったというふうに考えております。

小田原委員長 好評だったということですね。その公開講座が聞けなくて申しわけなかったんですけども、また次回もぜひ続けてやっていただければと思います。感想としては、ここでも言っている、感動したというような内容なのに、これがあまりにも知られていないというのはもったいないという感じを受けましたので、もっと周知をした方がいいと感じますよね。

米山生涯学習総務課長 来年はもっと周知に力を入れていきたいと思います。

小田原委員長 それと、せっかく飾っているのだから、もう一日くらいあってもいいんじゃないのかなと思うんだけど、お金がかかるのか、かからないのかわかりませんが、2日目になったら閑古鳥が鳴いていたというふうになっちゃうのか、そういう心配があるのかわかりませんが、それも含めて御検討ください。

米山生涯学習総務課長 わかりました。

水崎委員 いただいている資料のアンケートの自由記述のところなんですけど、委員長がおっしゃったように「2日間開催されるともっと多くの人に来場してもらえないでしょうか」という御意見も出ているので、ぜひ検討していただければと思います。

あと、4ページ一番下のところに、「来年も楽しみにしたいのですが、10月第3土曜日と決まっているのでしょうか」という御質問があるんですけど、これは決まっているんですか。それとも、その年によって変わるんですか。

米山生涯学習総務課長 一応、第3土曜日ということで基本的には決まっております。

小田原委員長 第3土曜日に都合が悪い人もいるかもしれないから、2日ですとかいうことがあるのかな。

水崎委員 ある程度年度初めに決められていると、楽しみにしている人は、自分たちの1年間の計画に入れることもあるので、第3土・日とか決めてもらうのはありがたいか方も多いかもしれないですね。

石川教育長 参加団体の意見というのは集約していないのかな。

米山生涯学習総務課長 参加団体の意見については、いつやったらいいとか、PRはどんな形で、団体でやったとか、そういうアンケートを今、集計中で、それを集計した後、今回のアンケートと合わせて、主催団体が全部集まって、来年度どうしようか、再度検討するような会議を開きます。その中で来年度を決めていくような形になります。当然、2日間の問題、あるいは金額の問題とかも出てきます。実は、クリエイトホールは90%以上の使用率を誇っていますので、2日間にすると、他の毎週第3にできるだけ抽選で取ろうという団体との調整があって、かなり厳しいのかなという感じがします。

小田原委員長 日曜日になっちゃうとね。

米山生涯学習総務課長 はい。そういう調整をした中で、これを始めるに当たっては、なかなか日曜日は厳しいということで、土曜日になっています。ただ、認知されれば、市民団体の方の御理解を得られるかなとは感じておりますけど。

小田原委員長 ここを使っている人たちが半分くらいは入っているんだから、文句は言わない

だろうと思うんですけど。

米山生涯学習総務課長 金額的な部分でいいますと、多少検討していますけれども、一応、生涯学習センター共催ですので、まず使用料は無料になります。経費的には、使用料をもし払ったとしても50万円弱で終わっています。使用料がまずゼロということと、あと、フォーラムの講師とかで、2日間だったら、せいぜい30万円あればできるのかなという計算にはなりません。

小田原委員長 よろしいですか。

細野委員 そうですね。毎年増えていますよね。御苦労様です。

小田原委員長 ああいう狭いところだから、もっと増えたら大変だということもあるかもしれないね。増えるにこしたことはないと思いますので、また御検討ください。

米山生涯学習総務課長 はい。ありがとうございました。

小田原委員長 お疲れ様でした。予定された報告は以上ですが、何かほかにありますか。

石垣学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆様から何かございますか。

細野委員 ございません。

小田原委員長 よろしいですか。

では、ないようでございますので、以上で公開の審議は終わります。

この後は暫時休憩にして、40分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午後4時30分閉会】